



報道関係者各位

エコマーク「シェアリングサービス」認定基準案 の意見募集(パブリックコメント)を実施します

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、新たに制定する No.508「シェアリングサービス」認定基準について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、12月2日付で認定基準案を公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせいたします。

◇ No.508「シェアリングサービス Version1」(新規)について

製品の「所有」から「利用」への意識転換が消費者の中で徐々に浸透し、シェアリングエコノミーと呼ばれる経済活動が拡大しています。「平成30年版 情報通信白書」によると、日本のシェアリングエコノミーの経済規模は、2015年度に約398億円が、2021年までに約1,071億円まで伸長すると予測されています。エコマークでは、2012年に商品類型 No.502「カーシェアリング」の認定基準を制定していますが、今回、シェアリングサービスの中でも、「移動のシェア」に着目にして、現在急速に普及が進んでいる「自転車シェアリング」を新たに採り上げるとともに、現行の「カーシェアリング」認定基準見直しを行い、両方の認定基準案を公開するものです。

● 認定基準案のポイント ●

<自転車シェアリング>

IoT技術を用い、事業の効率化等を図り、環境負荷低減につながる取り組みを進めていると共に、自転車安全基準(BAA)に適合している自転車の配備など、消費者が公共交通機関の1つとして安心して利用できる内容を基準化しました。

<カーシェアリング>

IoT技術を用い、事業の効率化等を図り、環境負荷低減につながる取り組みを進めていると共に、先進的なカーシェアリング事業を推進するため、国が次世代自動車として普及拡大を進めている電動車(電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車)を積極的に配備している基準を設定しました。

- 認定基準案とご意見の募集: <https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

- ご意見の受付期間: **2019年12月2日(月)~12月31日(火)**

- ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp FAX:03-5829-6281

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。

<https://www.ecomark.jp/>